

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定に基づき届出を行なった離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年6月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）、附則4（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）、附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）、附則14（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）、附則16（低圧電力のお客さまについての特別措置）、附則17（臨時電力のお客さまについての特別措置）、附則18（農事用電力のお客さまについての特別措置）、附則19（融雪用電力A〔ホットタイム19〕のお客さまについての特別措置）、附則20（融雪用電力B〔ホットタイム22〕のお客さまについての特別措置）、附則21（融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕のお客さまについての特別措置）、附則22（融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕のお客さまについての特別措置）および附則23（融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率、36（料金等のお知らせおよび請求）に定める発行手数料の金額ならびに附則4（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）に定める非蓄熱式電気暖房割上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額は小数点以下第4位で四捨五入しております。

離島等供給約款〔低圧用〕

Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	93.50	8.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	128.61	11.69
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239.65	21.79
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461.68	41.97
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	683.74	62.16
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,127.83	102.53
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	563.92	51.27

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	416.96	37.91
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	761.32	69.21
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	380.66	34.61
従量電灯A		
最低料金		
1契約につき最初の9キロワット時まで	403.70	36.70
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	35.44	3.22
従量電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペア	374.00	34.00
契約電流15アンペア	561.00	51.00
契約電流20アンペア	748.00	68.00
契約電流30アンペア	1,122.00	102.00
契約電流40アンペア	1,496.00	136.00
契約電流50アンペア	1,870.00	170.00
契約電流60アンペア	2,244.00	204.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.44	3.22
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.73	3.79
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.45	4.13
最低月額料金		
1契約につき	403.70	36.70
従量電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	374.00	34.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.44	3.22
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.73	3.79
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.45	4.13

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
時間帯別電灯（ドリーム8）		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の 場合		
1契約につき	1,680.80	152.80
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる 場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペア まで	2,728.00	248.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	382.80	34.80
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの1キロワット 時につき	38.47	3.50
90キロワット時をこえ210キロワット時 までの1キロワット時につき	46.19	4.20
210キロワット時をこえる1キロワット時 につき	50.71	4.61
夜間時間		
1キロワット時につき	25.83	2.35
3時間帯別電灯（eタイム3）		
基本料金		
1契約につき最初の10キロボルトアンペア まで	3,652.00	332.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	514.80	46.80
電力量料金		
午後時間		
1キロワット時につき	50.84	4.62
朝晩時間		
1キロワット時につき	43.43	3.95
夜間時間		
1キロワット時につき	26.36	2.40

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13.13	1.19
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26.28	2.39
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26.28	2.39
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	262.83	23.89
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	262.83	23.89
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	411.40	37.40
電力量料金		
1キロワット時につき	50.00	4.55
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	411.40	37.40
電力量料金		
1キロワット時につき	50.00	4.55

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	82.50	7.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	123.11	11.19
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228.65	20.79
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	439.68	39.97
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	650.74	59.16
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,072.83	97.53
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	536.42	48.77
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	393.86	35.81
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	721.72	65.61
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	360.86	32.81
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	349.80	31.80
電力量料金		
1キロワット時につき	34.07	3.10
最低月額料金		
1契約につき	363.33	33.03
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,343.10	122.10
電力量料金		
1キロワット時につき	28.93	2.63
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	316.04	28.73
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	34.72	3.16
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	782.10	71.10
電力量料金		
1キロワット時につき	26.28	2.39

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
融雪用電力A (ホットタイム19)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	866.80	78.80
最低使用期間以外の期間	283.80	25.80
電力量料金		
1キロワット時につき	29.19	2.65
融雪用電力B (ホットタイム22)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	976.80	88.80
最低使用期間以外の期間	305.80	27.80
電力量料金		
1キロワット時につき	27.68	2.52
融雪用電力C (ホットタイム19エコ)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	360.80	32.80
最低使用期間以外の期間	184.80	16.80
電力量料金		
1キロワット時につき	32.40	2.95
融雪用電力D (ホットタイム22エコ)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	371.80	33.80
最低使用期間以外の期間	184.80	16.80
電力量料金		
1キロワット時につき	30.97	2.82
融雪用電力L (ホットタイム22ロング)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	712.80	64.80
最低使用期間以外の期間	338.80	30.80
電力量料金		
1キロワット時につき	27.17	2.47

36 (料金等のお知らせおよび請求) に定める発行手数料の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(2)イの場合		
1料金の算定期間および1契約につき	110.00	10.00
(2)ロの場合		
1料金の算定期間および1契約につき	220.00	20.00

附則 3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	272.80	24.80
電力量料金		
1キロワット時につき	24.87	2.26

附則 4（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
5時間通電機器割引額		
蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	132.00	12.00
蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	176.00	16.00
通電制御型機器割引額		
通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき		
時間帯別電灯	132.00	12.00
3時間帯別電灯	176.00	16.00
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき		
時間帯別電灯	110.00	10.00
3時間帯別電灯	132.00	12.00
最低月額料金		
1契約につき	382.80	34.80

区分および単位	非蓄熱式電気暖房 割引上限額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型		
非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき		
冬期間	2,420.00	220.00
中間期間	880.00	80.00
非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型		
非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	3,300.00	300.00

附則 1 3（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
深夜電力A 1 契約につき	2,796.20	254.20
深夜電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき	426.80	38.80
電力量料金 1キロワット時につき	25.83	2.35

附則 1 4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	481.80	43.80
電力量料金 1キロワット時につき	26.36	2.40

附則 1 6（低圧電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,343.10	122.10
電力量料金 1キロワット時につき	28.93	2.63

附則 1 7（臨時電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金 1キロワット時につき	34.72	3.16

附則 1 8（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	782.10	71.10
電力量料金 1キロワット時につき	26.28	2.39



附則 19 (融雪用電力A [ホットタイム19] のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	866.80	78.80
最低使用期間以外の期間	283.80	25.80
電力量料金		
1キロワット時につき	29.19	2.65

附則 20 (融雪用電力B [ホットタイム22] のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	976.80	88.80
最低使用期間以外の期間	305.80	27.80
電力量料金		
1キロワット時につき	27.68	2.52

附則 21 (融雪用電力C [ホットタイム19エコ] のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	360.80	32.80
最低使用期間以外の期間	184.80	16.80
電力量料金		
1キロワット時につき	32.40	2.95

附則 22 (融雪用電力D [ホットタイム22エコ] のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	371.80	33.80
最低使用期間以外の期間	184.80	16.80
電力量料金		
1キロワット時につき	30.97	2.82

附則 23（融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
最低使用期間	712.80	64.80
最低使用期間以外の期間	338.80	30.80
電力量料金		
1キロワット時につき	27.17	2.47

別表2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	
	円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
附則13に定める深夜電力Aの場合		
1契約につき	17.270	1.570
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.173	0.016

別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価

区分および単位	基準単価	
	円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	0.021	0.002
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	0.013	0.001
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.007	0.001
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001
附則13に定める深夜電力Aの場合		
1契約につき	0.110	0.010
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000